お知らせ

町制施行60周年記念事業

道路の愛称を募集します

町の主要な観光施設や公共施設へ通じる道路について愛称を募集します。公民館及び町ホームページにも対象路線の位置図を掲載しますので、ご確認の上、ご応募ください。

応募方法　はがき、電子メール及び公民館に備え付けてある応募用紙に、道路番号と道路愛称名とその理由、住所、氏名、年齢、電話番号を記載してご応募ください。

道路愛称の決定　応募作品の中から、道路愛称選定委員会において決定します。

応募締切日　11月30日(日)

発表　決定した道路愛称は平成27年2月に、広報紙及びホームページにて発表します。

応募先　都市建設課計画管理係あてに郵送するか、または各公民館に設置してある応募箱へ投函してください。

申込先・問合せ
計画管理係
☎内線421
✉k-keikaku@town.itakura.gunma.jp

募集対象路線位置図

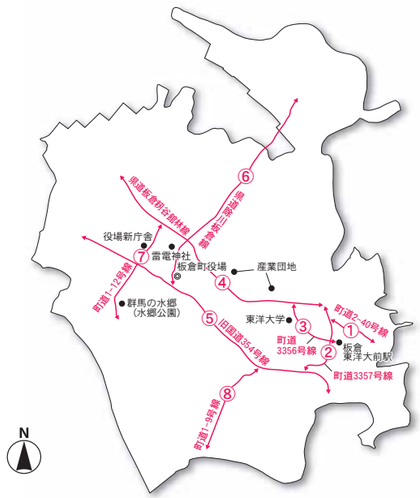

↑詳細図面は公民館及び町ホームページに掲載しています

お知らせ

町制施行60周年記念事業

未来へ向けたメッセージを募集します

町制施行60周年記念事業として、平成27年2月1日(日)、20年後の未来へ向けたメッセージをタイムカプセルに封印し、次世代につなげます。

自分や家族、友人など、大切な人へのメッセージや夢などを書いた手紙を募集します。あなたも大切なあの人にメッセージを送ってみませんか？

応募資格　町内在住または町内在勤のかた及びそのご家族。宛先は本人・家族・友人など、町内外を問いません。また、一人で何通でも応募できます。

応募方法　長形3号（120㎜×235㎜）の封筒に、20年後の未来へ向けたメッセージを封入し、応募してください。また、応募の際には次の点にご注意ください。

○封筒は、長形3号に限ります。それ以外の封筒サイズでは、受け付けすることができません。

○封筒に宛名及び差出人の氏名、住所を油性のペンで記載をしてください。鉛筆など、消えやすいもので書かれたものは不可とします。

○写真の同封は可能ですが、20年後の品質を保証することはできません。また、同封する際には、折れ曲がったりしないよう、厚紙を入れるなどの工夫をしてください。

○応募の際には、必ず糊付けにより封をしてください。

○切手の貼付は不要です。

○20年後、転居などにより宛先が不明の場合は、連絡できないことがありますので、ご了承ください。

募集期間
11月4日(火)～12月25日(木)

応募先　企画財政課企画調整係に直接持参していただくか、郵送にてお申し込みください。

※郵送にて、申し込みされる場合には、作成した「封筒」を外封筒に入れ、郵送してください。

問合せ　企画調整係
☎内線142

介護慰労金を支給

介護慰労金は、本年10月1日を基準日として、左記に挙げる要件すべてに該当する高齢者を在宅で1年以上継続して介護しているかたに支給します。

支給要件
（①～④までの要件を全て満たしていること）
① 町内在住で65歳以上であること
② 介護保険の要介護度4または5の状態が1年以上継続していること
③ 介護保険のショートステイ（短期入院）や入院などにより在宅を離れた期間が100日以内であること
④ 基準日前の1年間に、ケアハウスまたは認知症対応型共同生活介護（グループホーム）もしくは特定施設入所者生活介護を未利用であること

支給額　8万円
（非課税世帯かつ③の要件で在宅を離れた期間が1週間未満の場合は10万円）

持参するもの　認印、介護者名義の通帳

申請期限　11月14日(金)

申請先・問合せ
介護高齢係
☎内線324

お知らせ

町職員募集

平成27年4月1日採用の保健師を募集

募集職種及び人員
保健師　1名

受験資格
昭和61年4月2日以降に生まれ、保健師免許を有しているかまたは、平成27年3月31日までに取得見込みのかたで、地方公務員法第16条の欠格条項に該当しないかた。

試験日及び会場
期日　11月30日(日)
場所　役場本庁舎

試験内容　作文及び口述試験

受験手続き　職員採用試験申込書（役場で配布する様式）を、受付期間内に秘書人事係へ提出してください。※保健師免許を有しているかたはその写しを添付すること。

受付期間　11月20日(木)まで（土日・祝日を除く）

申込先・問合せ
秘書人事係
☎内線111

お知らせ

米消費拡大ポスターコンクール

受賞おめでとうございます

板倉町総合農業振興協議会主催による米消費拡大ポスターコンクールが行われ、14作品が入賞しました。

○協議会長賞（金賞）▼石川惺己（東小）▼小林架愉（南小）

○教育長賞（銀賞）▼大山夏奈（北小）▼藤井はな（東小）▼宮内桜子（南小）▼長澤春樹（西小）

○佳作（銅賞）▼宇治川希依（北小）▼岡崎萌乃果（東小）▼永池彩（東小）▼山岸柊翔（南小）▼小野田千夏（南小）▼栗原芳和（西小）▼髙橋玲美（西小）

※敬称略・順不同

問合せ　農政係
☎内線413

東小2年　石川惺己

南小1年　小林架愉

お知らせ

軽自動車税

平成27年度から軽自動車税が引き上げ

軽自動車税は、4月1日時点で軽自動車などを所有しているかたに一年間分課税されます。地方税法の一部改正により、平成27年4月1日以降に新規登録された四輪の軽自動車などについて税額が引き上げられます。それ以前に登録された車両は現在と変わりません。ただし、平成28年度から登録後13年を超えた車両は税額が引き上げられます。

なお、車両の新規登録年月日は、自動車検査証に記されている「初度検査年月」の欄に記載されています。

問合せ　住民税係
☎内線213

車種区分		平成26年度まで	平成27年度以降
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	90cc以下	1,200円	2,000円
	125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪	250cc以下・けん引車	2,400円	3,600円
小型二輪	250cc超	4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他（フォークリフト等）	4,700円	5,900円

車種区分		平成27年3月31日までに新規登録をした車両	平成27年4月1日以後に新規登録をした車両	平成28年度から新規登録後13年を超えた車両
四輪乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
四輪貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
三輪		3,100円	3,900円	4,600円

税の控除に使用できる証明書を発行

障害者控除認定書
要介護認定を受けているかたで、申請により障害者に準じると認定をされた場合は、税の障害者控除の対象になる障害者控除認定書の発行を受けることができます。

該当者
○12月31日現在で、介護保険要介護認定を受けていて、要件に該当するかた
※要件については、左記までお問い合わせください。
○身体障害者手帳1級、2級、療育手帳A及び精神保健福祉手帳1級を持っていないかた

医療費控除確認書
寝たきり状態で、治療上おむつが必要なかたはおむつ代が医療費控除対象になります。
○要介護認定を受けているかた
○前年度の申告でおむつ代の医療費控除を受けたかた
※おむつ代の医療費控除を受けることが初めてのかたは、医師の発行する「おむつ使用証明」が必要となります。

持参するもの　介護保険被保険者証及び認印

申請先・問合せ
介護高齢係
☎内線321